

札幌市税条例の一部を改正する条例案

平成30年（2018年）4月3日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市税条例の一部を改正する条例

札幌市税条例（昭和25年条例第44号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第12条の2第1項中「によつて」を「により」に、「及び第3項」を「及び第5項」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前2項」を「前各項」に、「においては」を「には」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 前項の場合において法第327条第5項又は第6項の規定により延滞金の計算の基礎となる期間から控除される期間があるときは、当該控除される期間を除くものとする。

- (2) 第12条の2第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において法第327条第2項又は第3項の規定により延滞金の計算の基礎となる期間から控除される期間があるときは、当該控除される期間を除くものとする。

- (3) 第36条の5第2項中「第2条第2項」を「第2条第4項」に改める。

- (4) 附則第6条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号アの表中「平成27年度で」を「平成30年度で」に、「札幌市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第28号）」を「札幌市税条例の一部を改正する条例（平成30年条例第 号）」に、「平成27年改正前の税条例」を「平成30年改正前の税条例」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に、「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）」に、「平成27年改正法」を「平成30年改

正法」に、「平成27年改正前の法」を「平成30年改正前の法」に、「平成28年度で」を「平成31年度又は平成32年度で」に、「平成27年度分」を「当該年度の前年度分」に、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正前の法（以下「平成28年改正前の法」という。）」を「法」に改め、「とし、当該年度が平成29年度である場合であつて、当該土地が平成28年度分の固定資産税について地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正前の法（以下「平成29年改正前の法」という。）第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同号イの表中「平成27年度で」を「平成30年度で」に、「平成27年改正前の税条例」を「平成30年改正前の税条例」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に、「平成27年改正前の法」を「平成30年改正前の法」に、「第20項」を「第19項」に、「平成28年度で」を「平成31年度又は平成32年度で」に、「平成27年度分」を「当該年度の前年度分」に、「平成28年改正前の法」を「法」に改め、「とし、当該年度が平成29年度である場合であつて、当該土地が平成28年度分の固定資産税について平成29年改正前の法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同条第8号中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に、「によつて」を「により」に改める。

- (5) 附則第6条の2の見出しを「(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項の表以外の部分中「平成28年度分」を「平成31年度分」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に、「によつて」を「により」に、「土地が次の表」を「土地が同表」に改め、同項の表を次のように改める。

土地の区分	年度	価格
(1) 平成30年度に係る賦課期日に所在する土地(次号又は第3号に掲げる土地のいずれかに該当するに至った場合の当該土地を除く。)	平成31年度	当該土地に係る平成30年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
	平成32年度	当該土地に係る平成31年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
(2) 平成30年度に係る賦課期日に所在する土地(以下この表において「平成30年度の土地」という。)で平成31年度に係る賦課期日において法第349条第2項各号に掲げる事情があるため、平成30年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不相当であるか又は本市を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認めるもの(次号に掲げる平成30年度の土地に該当するに至った場合の当該平成30年度の土地を除く。)	平成31年度	当該平成30年度の土地の類似土地に係る平成30年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
	平成32年度	当該平成30年度の土地に係る平成31年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格

<p>(3) 平成30年度の土地で平成32年度に係る賦課期日において法第349条第2項各号に掲げる事情があるため、平成31年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不相当であるか又は本市を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認めるもの</p>	<p>平成32年度</p>	<p>当該平成30年度の土地の類似土地に係る平成31年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>
<p>(4) 平成31年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（次号に掲げる土地に該当するに至つた場合の当該土地を除く。）</p>	<p>平成31年度</p>	<p>当該土地の類似土地に係る平成30年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>
	<p>平成32年度</p>	<p>当該土地に係る平成31年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格</p>
<p>(5) 平成31年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（以下この表において「平成31年度の土地」という。）で平成32年度に係る賦課期日において法第349条第2項各号に掲げる事情が</p>	<p>平成32年度</p>	<p>当該平成31年度の土地の類似土地に係る平成31年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>

あるため、平成31年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は本市を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認めるもの		
(6) 平成32年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（以下この表において「平成32年度の土地」という。）	平成32年度	当該平成32年度の土地の類似土地に係る平成31年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

(6) 附則第6条の2第2項中「平成28年度分」を「平成31年度分」に、「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に、「においては」を「には」に改める。

(7) 附則第7条の前の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6項第1号中「平成26年度」を「平成29年度」に、「場合の」を「場合における」に改め、同項第2号中「平成27年度に」を「平成30年度に」に、「場合の」を「場合における」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「平成27年度」を「平成30年度」に改め、同号イ中「平成28年度」を「平成31年度」に、「平成29年度」

を「平成32年度」に改め、同項第3号中「平成28年度に」を「平成31年度に」に、「場合の」を「場合における」に、「によつて」を「により」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「平成28年度」を「平成31年度」に改め、同号イ中「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同項第4号中「平成29年度」を「平成32年度」に、「によつて」を「により」に改める。

(8) 附則第7条の3第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「平成27年改正法附則第18条第1項」を「平成30年改正法附則第22条第1項」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第3項中「平成27年度に」を「平成30年度に」に、「平成27年度の宅地等」を「平成30年度の宅地等」に、「平成28年度に」を「平成31年度に」に、「平成28年度の宅地等」を「平成31年度の宅地等」に、「平成29年度に」を「平成32年度に」に、「平成29年度の宅地等」を「平成32年度の宅地等」に、「平成26年度」を「平成29年度」に、「平成27年度、」を「平成30年度、」に、「平成27年度分」を「平成30年度分」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

(9) 附則第8条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

(10) 附則第12条の前の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「第20項」を「第19項」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「第20項」を「第19項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項及び第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「第20項」を「第19項」に改める。

(11)附則第12条の3第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「平成27年改正法附則第18条第1項」を「平成30年改正法附則第22条第1項」に改める。

(12)附則第13条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「第20項」を「第19項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2 改正後の第12条の2第2項、第4項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第3項に規定する申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用し、同日前に当該申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

3 改正後の札幌市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

4 改正後の札幌市税条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(理 由)

地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税及び都市計画税について、現行の土地に係る負担調整措置を平成32年度まで延長する等のため、本案を提出する。